# 大阪府福祉のまちづくり条例の施行状況

#### 条例の概要

മ

目 的:すべての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を発揮して社会に参加できる福祉のまちづく りを進めるため、都市施設をだれもが安全かつ容易に利用することができるよう整備することで、自立支 援型福祉社会の実現に資する

構 成:第一章 総則(目的、定義、責務)

第二章 福祉のまちづくりに関する施策 (施策の基本方針、啓発及び学習の促進等、推進体制の整備等)

第三章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準 (バリアフリー法第14条第3項による委任事項)

第四章 事前協議及び改善計画(事前協議等、改善計画等・調査、勧告及び公表等)

第五章 雑則(事務処理の特例・規則への委任)

○平成4年10月(公布)、平成5年4月(施行) 全国に先駆けて福祉のまちづくり条例施行

○平成15年4月 福祉のまちづくり条例 改正施行(努力義務 事前協議)

(コンビニや飲食店等 対象規模の引下げ、オストメイト設備や乳幼児設備等 基準の追加)

- ○平成18年4月 バリアフリー法施行(国土交通省:ハートビル法と交通バリアフリー法との統合・充実)
- ○平成21年10月 福祉のまちづくり条例 改正施行

(一部バリアフリー法の委任条例化に伴い、義務化。建築確認申請で審査。)

- ○平成 26 年 12 月 福祉のまちづくり条例改正 (平成 27 年 7 月施行)
- ○平成28年3月 福祉のまちづくり条例ガイドライン(以下、「ガイドライン」)策定、4月公表

#### これまでの経緯

# 【条例改正】(平成 26 年 12 月公布、平成 27 年 7 月施行)

〇 共同住宅

改正前: 2,000 ㎡以上または50 戸以上

⇒ 2,000 ㎡以上または20 戸以上 ただし、2,000 ㎡未満かつ20~49 戸については、 地上階にある住戸の出入口

〇 自動車修理工場

改正前: 200 m以上

- ⇒ 不特定かつ多数の者が利用するものに限り、 200 ㎡以上、一般客が利用する施設のみに限定。
- 公衆便所における乳幼児向け設備
  改正前: 1,000 m以上 ⇒ 1,000 m以上(公衆便所は 50 m²)
- O 共同住宅等における介護ベッド等の基準適用条件の見直し 共同住宅又は寄宿舎における共用便所に対する規定は 一室の床面積が 200 ㎡以上の集会室を設ける場合に限り適用。

#### 【条例の施行に関する取り組み】

- 〇 福祉のまちづくり条例ガイドラインの策定 (平成28年3月策定、4月公表)
- ・条例の的確な運用に資するため、条例の理念や趣旨、法や条例 に規定する基準等を記載し、都市施設の設計時や維持管理時に おける配慮事項等をわかりやすくまとめたもの。
- ・福祉のまちづくり審議会での検討を経て、パブリックコメント を実施し、平成28年3月策定、4月公表。
- ・施設のバリアフリー情報の公表の必要性や障害者差別解消法及 び合理的配慮の考え方と福祉のまちづくり条例との関係につ いて記載。

#### 【部会(勉強会)の開催】

- O 勉強会 7月25日、8月29日
- 〇 検討部会 9月23日

### 審議会(11月24日)での報告内容及びご意見

### 〇 事前協議対象用途の見直し(過年度より継続して検討)

・現在条例において努力義務規定としている用途の中から、特に府民に密接 な施設であり、その役割が多様化しているコンビニエンスストアを抽出 し、基準適合努力義務から義務規定とする場合の考え方について検討。

#### ○ 2020 東京オリンピック・パラリンピックに関する国等の動向把握

・ユニバーサルデザイン 2020 関係省庁連絡会議において検討が行われており、バリアフリー法のガイドラインである法建築設計標準の改定作業については検討委員会に参画し、その動向を注視。

#### 〇 ガイドラインのスパイラルアップ(継続的な検討による見直し)

- ・今年度については、追記・見直し項目の蓄積を図り、来年度末を目処に 見直しを行う。(参考資料の追記等は今年度末に実施)
- ・「今後さらなる取り組みが求められる分野」と記載した事項の対応
- ・余暇や観光
- ・観光客などの来訪が想定される歴史的建造物のバリアフリー
- : 引き続き事例の収集等を実施し、府内における対応を検討。
- ・緊急時、災害時の備えに関するバリアフリー
- : 福祉のまちづくり学会での検討を参考
- ・心のバリアフリーの推進
  - : ガイドライン記載内容の啓発、職員研修等の実施
- ・視覚障がい者のエスカレーターへの誘導方策の検討
- : 国における取り組みを注視

#### 〇 審議会及び審議会以降にいただいたご意見等

・面的・一体的なバリアフリー整備の必要性

### 〇 ガイドラインを活用した啓発

・建築設計関係者や行政機関等に講習会等を実施。

## 現時点及び今後の検討項目

## ○事前協議対象用途の見直し

(資料 2-1、2-2)

・コンビニエンスストアにおける現行規定の整備状況について、 事業者にヒアリングを行い、施行状況を確認し、部会で議論の うえ対応を検討。

#### O2020 東京オリンピック・パラリンピックに関する国等の動向把握 (資料 3-1、3-2)

- ・バリアフリー法建築設計標準(国)の改訂状況を注視 (~H28.12 改定案のまとめ、H29.1~パブリックコメント、 H29.3 改訂版の公表)
- ・公共交通移動等円滑化ガイドライン(国)の見直しについても 国の動向を注視。

(H29.3 改定内容の方向性を整理、H29 年度改定予定。)

# ○大阪府福祉のまちづくり条例における今後の検討項目について

(資料 4)

## 1 ガイドラインにおける検討項目

- ・ガイドラインに「今後さらなる取り組みが求められる分野」と記載した項目
  - ・余暇や観光
  - ・観光客などの来訪が想定される歴史的建造物のバリアフリー:引き続き事例の収集等を実施し、府内における対応を検討。
  - 緊急時、災害時の備えに関するバリアフリー
  - : 福祉のまちづくり学会での検討を参考
- ・心のバリアフリーの推進
  - : ガイドライン記載内容の啓発、職員研修等の実施
- ・建築物の整備方針の検討項目
- ・バリアフリー情報の提供の促進
- 2 各委員のご意見による検討項目
  - ・面的・一体的なバリアフリー整備の必要性
  - ・ 視覚障がい者のエスカレーターへの誘導

#### 〇ガイドラインの周知・啓発

- ・府ホームページに掲載し広く府民・施設管理者等に活用を促進。
- ・引続き建築関係団体や行政機関等に講習会等により啓発を実施。